

日本映画製作者協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和8年2月4日

(協同組合日本映画製作者協会)

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和7年10月24日～12月11日
- ・ 調査企業：（団体名）の会員企業 58社を対象
- ・ 回答企業：19社
- ・ 回答率：32.8%

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ✓ 「価格決定方法の適正化」については、委託型取引が中心であり、作品ごとに協議を行う傾向が強い。労務費上昇への対応は進む一方、制作費はそれほどの大きな変化はない。そもそも原価が不安定であり、何が適正なのか見極めが難しい。
- ✓ 「支払い条件」については、銀行振込がほぼ100%で、手形文化は存在しない。特にテレビなどは未だに納品後全額支払いが恒常化のままであり、各社のガイドラインは何なのか疑義がある。放送番組ではなくコンテンツ事業にすることが抜け道になっている。
- ✓ 「減額要請」については、歩引き・リベート等の慣行は基本的に存在せず、減額要請は極めて少ないが、原価が不安定であるがゆえに、プロダクションに瑕疵のない場合であっても制作過程で増額となった原価に対しての対応は皆無に等しい。
- ✓ 「型取引の適正化」については、映画制作における「型取引」は存在せず、該当なし。
- ✓ 「知的財産等への対応」については、脚本・音楽・著作物契約が中心で、企業ノウハウ型の知財取引は少ない。権利処理の透明化が引き続き課題。
- ✓ 「働き方改革への対応」については、短納期・急な仕様変更が発生しやすい業界特性があり、追加費用の適正負担が課題。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①価格の決定方法

【分析結果・今後の課題】

- ・映画制作はプロジェクト単位で変動が大きく、個人事業主・小規模事業者との委託契約が中心。
- ・労務費上昇への対応は進む一方、個人側の費用構造が不透明で、労務費部分の妥当性判断が難しい。
- ・追加作業・仕様変更時の費用協議が難航するケースが散見される。

【設問と回答】

設問. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）と協議を実施しましたか。

全ての仕入先（発注先）と協議した（100%）6社
多くの仕入先（発注先）と協議した（99～81%）6社
一部の仕入先（発注先）と協議した（80～41%）5社
全く協議しなかった 1社
未回答 1社

設問. 2025年度に適用する単価の決定・改定にあたり、仕入先（発注先）の各変動コスト増加分をどの程度反映できましたか。

全て反映した（100%）1社 概ね反映した（99～81%）6社
一部反映した（80～41%）7社 あまり反映しなかった（40～1%）2社
未回答、わからない3社

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ①価格の決定方法

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 委託料の考え方（労務費・経費・利益の構造）を整理したガイドラインを作成し、会員企業へ周知。
- ・ 追加作業発生時の協議ルールを標準化し、制作現場でのトラブル防止を図る。
- ・ フリーランスとの契約書締結を促進し、価格決定プロセスの透明化を進める。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ②支払条件

【分析結果・今後の課題】

- ・支払方法は銀行振込がほぼ100%で、手形の利用は実態として存在しない。
- ・ただし、制作現場での請求書回収遅延や担当者間の連携不足により、支払処理が遅れるリスクがある。
- ・2026年1月1日施行の「取適法」により、受領日から60日以内の支払期日設定が必須となるため、運用の徹底が必要。

【設問と回答】

設問. 過去1年間において、製品等の受領日から60日以内に現金で支払った割合はどの程度ですか。

全て現金払い（100%）16社、現金は50%以上 1社、わからない・未回答3社

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ② 支払条件

【課題を踏まえた今後のアクション】

受領日の記録方法を統一し、60日以内支払の徹底を図る。

制作部門と経理部門の連携強化、請求書処理フローの標準化を推進。

-2026年1月1日以降に発注する取引について、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内において定める支払期日までに、代金を支払うことを徹底させるための取組について-

→繁忙期（撮影・編集期間）における支払遅延防止の注意喚起を実施。請求書が遅れる事案が恒常化している業界なので、来ない請求に対しての支払い対応は課題

・約束手形の取扱いがある場合、2026年1月1日以降の取引での利用廃止に向けた取組

→手形利用は実態として存在しない

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ③減額要請

【分析結果・今後の課題】

映画制作では歩引き・リベート等の慣行はほぼ存在せず、減額要請は極めて少ない。一方、見積超過時の協議が難航するケースがあり、追加費用の扱いに課題が残る。

【設問と回答】

設問. 直近1年間で、取引を行う仕入先（発注先）との取引について、歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引いた若しくは支払代金の割り戻しを要請した（以下、「減額要請した」という）ことはありますか。

減額要請したことはある 3社、
減額要請したことはない 14社
未回答 2社

設問. 歩引きやリベート等の減額要請を行うにあたり、仕入先（発注先）のために実施した行為についてあてはまるものをお答えください。

実施した行為はない（全社回答なし）

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③減額要請

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 追加作業・仕様変更時の費用協議ルールを明確化し、制作現場へ周知。
- ・ 不当な減額要請が生じないように、協会としてガイドラインを整備。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ④型取引

【分析結果・今後の課題】

該当なし

映画制作における「型取引（例：金型・木型・治具等）」は存在しない。
量産工程がないため、型保管費用・型管理の課題は発生しない。

【設問と回答】

設問. 直近1年間の仕入先（発注先）に対する、型管理における適正化や改善への取組の実施状況をお答えください。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ④型取引

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 該当なし

- ・ 型取引の改善に向けた取組

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑤知財取引

【分析結果・今後の課題】

- ・ 映画制作における知財は、脚本・音楽・劇中使用著作物が中心。
- ・ 技術ノウハウ型の知財取引は少ない。
- ・ 権利処理の透明化や契約書の標準化が引き続き課題。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 著作権契約の標準化を進め、権利処理の透明性を向上。
- ・ 制作現場向けに著作権取扱いの研修を実施。

【設問と回答】

設問. 直近1年間で、知的財産等を含む取引において適正な取引を実現するための取組（以下、単に「取組」という。）を実施した取引先企業の割合をお答えください。

- 全ての企業に実施した（100%） 5社
- 多くの企業に実施した（99～81%）（99～81%） 4社
- 一部の企業に実施した（80～41%）（80～41%） 3社
- あまり実施しなかった（40～1%）（40～1%） 1社
- 全く実施しなかった（0%） 1社
- 未回答（知的財産等を扱う取引はない） 5社

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑥働き方改革

【分析結果・今後の課題】

- ・映画制作は短納期・急な仕様変更が発生しやすく、働き方改革の影響を受けやすい。
- ・追加作業発生時の費用負担が不明確なケースがある。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・追加作業時の適正なコスト負担を明確化し、制作現場へ周知。
- ・長時間労働を避けるためのスケジュール管理の改善を促進。

【設問と回答】

設問. 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応*により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況をお答えください。

全ての仕入先（発注先）について適正コストを負担した（100%） 4社

多くの仕入先（発注先）について適正コストを負担した（99～81%） 5社

一部の仕入先（発注先）について適正コストを負担した（80～41%） 6社

短納期発注や急な仕様変更などは行っていない 3社

回答なし 1社

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑦その他

【分析結果・今後の課題】

- ・普及啓発活動については、下請法・取適法に関する理解が企業間でばらつきがある。
- ・制作現場への浸透が課題。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・説明会・研修を定期開催、外部の説明会を案内
- ・制作現場向けの簡易チェックリストを作成し、適正取引の浸透を図る。

【設問と回答】

設問. 貴社において、社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している普及啓発活動等についてあてはまるもの選択してください。

1. 下請法や振興基準等を踏まえて、自社の取引について自主点検を行い、社内ルールやマニュアルを整備、見直ししている。6社
2. 経営トップからの指示で社内で周知している。6社
3. 社外で開催される下請法等の説明会やセミナー等に社員が参加している。5社
4. 社内で下請法等に係わる研修、e-learnig等を定期的実施している。1社
5. 仕入先（発注先）が取引に関する相談がしやすいよう、調達部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置している。0社
6. 仕入先（発注先）へ下請法等に係わる説明会やセミナーを実施している。0社
7. 直接の取引関係にある仕入先（発注先）のみならず、さらにその先の仕入先等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組を行っている。1社
8. 何も実施していない。2社
9. その他。0社

3. 取引適正化に向けた今後の取組

【今後の取組】

- ・ 自主行動計画および徹底プランの周知を継続。
 - ・ 会員企業向けに「取適法対応ガイドライン」を作成し、説明会を実施。
 - ・ サプライチェーン全体（制作会社・プロダクション・技術会社・フリーランス）に向けて、適正取引の考え方を共有。
 - ・ 追加作業発生時の費用負担ルールを標準化し、現場でのトラブル防止を図る。
 - ・ 契約書締結の促進、権利処理の透明化を推進。
- ・ サプライチェーン全体での取引適正化に向けた取組の予定